

福岡市小学校給食調理等業務委託試行検証委員会設置要綱

(設置)

第1条 福岡市小学校給食調理等業務の民間委託の試行内容を検証するため、福岡市小学校給食調理等業務委託試行検証委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 委員会は、福岡市小学校給食調理等業務の民間委託試行にかかる実施状況について、衛生管理・安全面、調理技術、学校運営面等の視点で検証を行い、その結果を教育長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員13名により組織する。

- (1) 保護者代表 2名
- (2) 学識経験者 1名
- (3) 食品安全衛生関係者 1名
- (4) 学校関係者 2名
- (5) 献立・物資・調理関係者 4名
- (6) 教育委員会事務局 3名

2 委員の任期は、平成25年9月末日までとし、委員が欠けた場合、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置くものとする。

- 2 委員長、副委員長は委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長が欠けたとき、または委員長に事故がある時は、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が召集し、議長となる。

2 委員長は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会教育支援部において処理する。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年9月6日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、委員会の目的を達成したときにその効力を失う。

附 則（平成24年11月8日改正）

1 この要綱は、平成24年11月8日から施行する。

附 則（平成25年5月2日改正）

1 この要綱は、平成25年5月2日から施行する。